

居宅介護支援事業重要事項説明書

(2026年6月1日現在)

1. 須坂やすらぎの園居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	高齢者総合福祉施設 須坂やすらぎの園 居宅介護支援事業所
所在地	382-0902 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-1
連絡先	026-246-4600
介護保険事業所番号	2070700055
通常の事業の実施地域	須坂市 ※上記地域以外でもご希望の方はご相談下さい。

(2) 事業所の職員体制

区分	常勤	兼務・ 非常勤	計	備考
管理者	1名		1名	主任介護支援専門員
介護支援専門員	1名以上	1名以上	2名以上	
事務職員		1名	1名	

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	8:30～17:30 (居宅直通 026-246-6883) ※営業日・営業時間以外は24時間連絡体制あり (090-2490-6961)

2. 運営の方針

利用者が要介護状態になった場合においても、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるように支援をします。その際、利用者の選択に基づき、多様な居宅介護サービス事業者から効率的にサービスが提供されるよう、公正中立に行います。市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援事業者及び介護保険施設等との連携にも努めます。

3. 居宅介護支援の内容、提供方法

(1) サービス提供を行う担当介護支援専門員

氏 名

担当者が不在の場合は、必要に応じて代理の介護支援専門員が対応します。

(2) 介護支援専門員の交代

① 事業者からの介護支援専門員の交代

当事業所の都合により、介護支援専門員を交代させて頂く場合があります。

この場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分配慮致します。

② 利用者からの交代の申し出

選任された介護支援専門員の交代を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情や、その他交代を希望する理由を明らかにして、申し出

ることができます。但し、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

(3) 居宅サービス計画の作成

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。課題分析は当事業所指定の方式で行います。
- ② 当該地域における指定居宅サービス事業者等について、利用者及び家族に事業所の紹介を求めることができることを説明したうえで、その種類、サービス内容、利用料等の情報を複数提供しその選定理由を説明し、利用者及び家族にサービスの選択を求めます。
その際、前 6 か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・福祉用具貸与の各サービスの利用割合と、同一事業所によって提供されたものの割合（上位 3 位まで）についても説明します。（別紙）
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを選択する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。また質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、必要に応じて多様なインフォーマルサービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- ④ 居宅サービス計画の新規作成時や要介護更新認定、要介護状態区分の変更等を受けた場合においてはサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めます。
- ⑤ 利用者が医療系のサービスの利用を希望している場合等は、意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付させていただきます。
- ⑥ サービス提供事業所等から伝達された口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に把握した利用者の状態等について、利用者の同意をもって、主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。
- ⑦ 入院時における医療機関との連携促進のため、利用者が入院する必要が生じた場合には担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えて頂けるよう、事前に利用者及び家族にお願いします。

(4) 経過観察、再評価

- ① 利用者宅へ少なくとも 1 ヶ月に 1 回訪問し、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

4. 会議・研修等

介護支援専門員の資質向上のため、計画的に研修を実施します。また、利用者に関する情報やサービス提供に当たっての伝達等を目的とした会議も定期的実施します。

地域包括支援センター等が実施する事例検討会に参加します。また地域包括支援センターから紹介された困難事例の支援も行います。

介護支援専門員実務研修における実習等に、協力体制を整えています。

5. サービス内容に関する相談・苦情

(1) 事業所相談・苦情窓口（担当：管理者）

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情及び居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承り迅速かつ適切に対応します。

電話 026-246-4600（受付時間：月曜日～金曜日 8:30～17:30）

(2) その他

法人以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

須坂市 高齢者福祉課 介護保険係 026-248-9020

長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 026-238-1555

6. 個人情報の取扱い

当事業所は、重要事項説明書の同意をもって、以下に掲げる理由に限り、利用者及びその家族に関する情報を提供します。

- (1) 要介護認定調査及び居宅サービス計画の内容について、関係する都道府県、市町村、付属関係機関及びその委託を受けた機関が情報提供や報告を求めた場合
- (2) 主治医等が居宅サービス計画の内容について情報提供や報告を求めた場合
- (3) 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等に対し、サービス担当者会議などサービス提供上情報を用いる必要がある場合。

7. 事故発生時の対応

利用者に対して居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者のご家族・市町村に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況および事故に際してとった処置について記録します。

8. 利用料金

要介護認定を受けられた方は介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき要介護度に応じた金額を請求させていただきます。当法人からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日須坂市等の保険者窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けます。

(1) 居宅介護支援費（月額）

● 居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 1・2	10,860 円
	要介護 3・4・5	14,110 円

(2) 各種加算（月額）

● 初回加算		3,000 円
● 特定事業所加算（Ⅰ）		5,190 円
● " (Ⅱ)		4,210 円
● " (Ⅲ)		3,230 円
● " (A)		1,140 円
● 特定事業所医療介護連携加算		1,250 円
● 入院時情報連携加算（Ⅰ）		2,500 円
● " (Ⅱ)		2,000 円
● 退院・退所加算（Ⅰ・イ）		4,500 円
● " (Ⅰ・ロ)		6,000 円
● " (Ⅱ・イ)		6,000 円
● " (Ⅱ・ロ)		7,500 円
● " (Ⅲ)		9,000 円
● 通院時情報連携加算		500 円

- 緊急時等居宅カンファレンス加算 2,000 円
- ターミナルケアマネジメント加算 4,000 円
- 介護職員等処遇改善加算 2.1%

(3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住いの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費（1 kmあたり 20 円）が必要です。

(4) 解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

(5) その他・支払方法

料金が発生する場合、月ごとの精算とし、毎月 5 日までに前月分の請求をいたしますので、当月 10 日までに支払ってください。お支払い後に領収書を発行します。

尚、お支払いは指定の金融機関への振り込み、または現金払いをお願いします。

(1) 並びに (2) に関しては介護報酬改定に伴い変更になります。変更時は速やかにお知らせ致します。

年 月 日

居宅介護支援事業の提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

所在地 382-0011 長野県須坂市大字日滝字寺窪 2887-1
 名称 高齢者総合福祉施設須坂やすらぎの園 指定居宅介護支援事業所
 代表者 社会福祉法人 睦会 理事長

説明者 介護支援専門員 氏名

私は、本書面により事業者から、居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受けました。
 尚、個人情報の利用目的についても説明を受けこれに同意します。

利用者 住所 (町)

氏名

(家 族) 住所 (町)

氏名 (続柄)